

令和5年5月1日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

平素は、本市の教育活動推進にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することを踏まえ、文部科学省発出「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。

※文部科学省発出「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

この文部科学省の衛生管理マニュアルの改訂を受けまして、市立学校園では主に次のとおり取り扱いが変更されます。

学校園としましては、所属の学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と共有し、連携を図りながら、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、積極的な取組を行いますので、保護者の皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

◎学校園における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について（主な内容）

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
 - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はありません。

- これまでお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ありません。
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられます。
- 毎日検温の上、学校園に提出いただいていた健康観察カードは不要になります。
- その他参考資料として、「コロナ登校園可否早見表」、「学校園関係者に新型コロナウイルスの感染症が出た場合の対応について（フロー図・臨時休業の判断）」をご確認ください。

以上